

独立行政法人森林総合研究所一時預り保育支援規程

平成 21 年 1 月 14 日

20 森林総研第 1276 号

最終改正：22.1.21（21 森林総研第 1441 号）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）が男女共同参画及び次世代育成の観点から、職員の業務と家族責任との両立を支援する職場環境整備の一環として行う一時預り保育支援に関して必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 独立行政法人森林総合研究所職員就業規則（13 森林総研第 7 号。以下「職員就業規則」という。）及び独立行政法人森林総合研究所非常勤職員就業規則（13 森林総研第 37 号。）の適用を受ける者をいう。
- 二 乳幼児 生後 3 か月から満 6 才に達した日の翌日以後における最初の 3 月 31 日までの子をいう。
- 三 児童 満 6 才に達した日の翌日以後における最初の 4 月 1 日から満 12 才に達した日以後における最初の 3 月 31 日までの子をいう。
- 四 子 職員が養育する乳幼児及び児童をいう。
- 五 病後児 病気の回復期にあつて、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある子で次に該当する者をいう。

（1）乳幼児が日常かかる病気（かぜ、消化不良など）	急性期を経過した後の者。 具体的には次に該当する者。 ア 体温が 38℃未満であること。 イ 食事が半分程度は摂取できていること。 ウ 強い腹痛、激しい下痢や嘔吐がないこと。
（2）法定伝染病及び学校保健法に定められる病気	医師連絡票（別紙様式 1）により医師の許可がある者。
（3）喘息など慢性疾患	同上
（4）骨折など外傷性疾患	同上

六 一時預り保育 通常の保育サービスを受けられない病後児、又は保育者の病気等により一時的に保育者が確保できず、職員が子を一時的に預けなければ業務に就くことが難しいと認められる場合において、保育の責任を持つ職員に代わって研究所が保育を行うことをいう。

第2章 保育室

(保育室を設置する事務所)

第3条 研究所は、次の各号に掲げる事務所に保育室を設置する。

- 一 本所（つくば市）
- 二 関西支所（京都市）

(保育室の構造等)

第4条 保育室の構造設備及び面積は、認可外保育施設指導監督基準（雇児発第 1225009号）に準拠するものとする。

(運営及び管理責任者等)

第5条 研究所は、保育を必要とする日に保育室を開設する。

- 2 研究所は、保育室開設日の業務を社団法人全国ベビーシッター協会に加入している者又は同等の業務遂行能力を有する者（以下「委託業者」という。）に委託する。
- 3 保育室の運営及び管理にあたる管理責任者及び担当課は、次のとおりとする。

設置事務所	管理責任者	担当課
本所（つくば市）	総務部職員課長	総務部職員課
関西支所（京都市）	庶務課長	庶務課

- 4 研究所は、保育室を開設しない日にあつては、保育以外の利用目的で保育室を利用することができる。

(利用条件)

第6条 保育室を利用できるのは、第3条に掲げる事務所に勤務している職員の子であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当するため、一時的に子を保育室に預けることが必要な場合とする。

- 一 第2条第1項第五号の病後児で保育する者がいない場合。
 - 二 子は健康であるが、保育所や小学校等が休みとなり、代わりに保育する者がいない場合。
 - 三 通常は家族などが保育を行っているが、その家族が病気などのために対応できない場合。
 - 四 病後児には該当せず、保育所へ預けることが可能な健康状態であっても、集団生活をさせることがためられる場合。
- 2 前項の場合において、入室後、病態の悪化や発熱など予期し得なかった事態が発生し、保育が困難と判断されたとき、連絡を受けた職員又は第9条に定める申請書に記載された緊急連絡先の者が速やかに迎えに来ることができる場合に限るものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、第3条に掲げる当該事務所以外に勤務している職員が、独立行政法人森林総合研究所旅費規程（13森林総研第59号。）に定める出張（内国旅行に限る。）の期間内において、子を一時的に預けなければ出張先での業務に就くこ

とが難しいと認められる場合は、保育室を利用することができる。

(定員)

第7条 第3条に定める保育室に預けることのできる定員は、それぞれ6名程度とする。

(利用時間等)

第8条 保育室を利用できる日及び時間は、次のとおりとする。

- 一 保育室を利用できる日は、職員就業規則第47条及び第50条に規定する週休日及び休日（以下「休日等」という。）を除く日とする。
- 二 保育室を利用できる時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(利用申請)

第9条 保育室に子を預けることを希望する職員は、保育室利用申請書（別紙様式2）を管理責任者に提出するものとする。

- 2 前項の申請は、原則として、本所にあつては利用しようとする日の前々日（休日等を除く）の午後4時までに、関西支所にあつては利用しようとする日の前日（休日等を除く）の午後4時までに行うものとする。

(申請書の審査及び通知)

第10条 管理責任者は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、申請内容を確認し、保育室の利用が必要と認めるときは、申請した職員（以下この章において「利用者」という。）に保育室利用許可書（別紙様式2）を交付する。ただし、保育室の定員を超える場合又は申請のあった子の年齢構成を考慮し、申請を却下することができる。

(利用者の義務)

第11条 利用者は、許可された利用時間の開始前15分の間に、当該許可を受けた子を委託業者が派遣した保育の担当者（以下「保育従事者」という。）へ預けなければならない。

- 2 前項の場合において利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 食事（弁当・ミルク等）及びおやつを持参し、保育従事者に託すこと。
- 二 その他必要なものを持参し、保育従事者に託すこと。
- 三 子に薬を投与しなければならないときは、医師の処方薬を持参し、保育従事者に「投薬願い」を手交し、その投与法を説明すること。
- 四 おむつ等消耗品及び着替え等には、名前を明記すること。

- 3 第2条第1項第五号（2）、（3）及び（4）に該当する病後児については、保育従事者へ預ける際に、医師連絡票（別紙様式1）を提出しなければならない。

- 4 利用者は、許可された利用時間を遵守し、利用時間終了後15分以内に子を引き取らなければならない。

- 5 利用者の責任において、子を送迎しなければならない。

- 6 利用者は、利用を中止し、又は許可された利用時間を変更しようとするときは、管理責任者へ速やかに連絡しなければならない。

(利用の制限)

第12条 管理責任者は、子の健康状態に異常があり、他の子の健康に影響を及ぼす恐れ

があると認める場合は、その子の保育室の利用を中止させることができる。

- 2 管理責任者は、第9条第1項の申請に虚偽の内容があったと認められる場合は、その後の保育室の利用を制限することができる。
- 3 管理責任者は、前条の利用者の義務を守らない場合は、その後の保育室の利用を制限することができる。

(利用料)

第13条 保育室の30分当たりの利用料は、次の各号に掲げる子の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- 一 乳幼児 100円
- 二 児童 50円

- 2 研究所は、毎年度、社会情勢等を勘案し、利用料を定めるものとする。
- 3 利用時間の計算は、許可された利用時間により行うものとし、30分未満については、これを30分に切り上げるものとする。
- 4 利用者は、研究所が発行する請求書（別紙様式4）に基づき、利用月の翌月の10日まで（月の途中で退職することとなる者は、退職する日までとする。）に利用料を研究所に支払わなければならない。ただし、給与から控除される場合はこの限りでない。
- 5 第6条第3項に規定する利用者の場合にあっては、研究所が発行する請求書に基づき、利用当日（利用が2日以上連続する場合は最終日）に利用料を研究所に支払わなければならない。ただし、給与から控除される場合はこの限りでない。

(キャンセル料)

第14条 利用者は、自己都合により保育室の利用を取り止めた場合は、キャンセル料として、許可された利用時間相当額の利用料を支払わなければならない。ただし、子が急に高熱を出すなど、保育室の利用を途中で取り止めることが妥当と認められる場合は、キャンセル料を免除できる。

(疾病等)

- 第15条 利用者は、保育室を利用した子が法定伝染病（別表）にかかったことが判明したときは、管理責任者及び保育従事者へ速やかに連絡するものとする。
- 2 保育従事者は、一時預りしている子が、38度を超える熱をだしたとき又は子の様子がおかしいときは、利用者及び管理責任者に速やかに連絡するものとする。
- 3 保育従事者は、一時預りしている子が負傷したときは、利用者及び管理責任者に速やかに連絡し、管理責任者の指示を受けるものとする。

(委託業者の義務)

- 第16条 委託業者は、開設日に保育従事者を派遣し、保育室の運営に当たるものとする。
- 2 保育従事者は、利用者報告書（別紙様式3）を開設日に担当課へ提出するものとする。
- 3 委託業者は、保育従事者の過失により一時預りした子を負傷又は発病させたときは、その子を養育する職員に補償費を支払わなければならない。
- 4 委託業者は、事故又は施設設備の破損等（保育従事者の過失によるものを除く。）により一時預りした子が負傷又は発病等したことから紛争が発生したときは、その解決のために誠意をもってその子を養育する職員と協議する。

(その他)

第17条 理事長は、保育室の利用に関し、必要と認める事項を別に定めることができる。

第3章 民間保育室等

(利用条件等)

第18条 第3条の規定により保育室が設置されている事務所以外を就業場所とする職員が、第6条第1項の各号に掲げるいずれかに該当するため、子を一時的に預けなければ業務に就くことが難しいと認められる場合は、各事務所毎に利用契約を締結した民間保育施設又は派遣契約を締結した業者から派遣されるベビーシッターを利用することができる。

2 締結する相手方がいないなど地域の事情により前項の利用契約及び派遣契約を締結することができない事務所の職員については事務所が指定する民間保育施設又はベビーシッターを利用することができる。

3 本条各項に定める民間保育施設及びベビーシッターについては、以下「民間保育室等」という。

4 民間保育室等については、社団法人全国ベビーシッター協会に加入している者又は同等の業務遂行能力を有する者とする。

(利用時間等)

第19条 民間保育室等を利用できる日及び時間は、次のとおりとする。

一 民間保育室等を利用できる日は、休日等を除く日とする。

二 民間保育室等を利用できる時間は、午前7時30分から午後6時15分までとする。

(利用申請)

第20条 第18条の規定により民間保育室等の利用を希望する職員は、民間保育室等利用申請書（別紙様式5）を次の各号に掲げる就業の場所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下この章において「庶務担当課長」という。）に提出するものとする。
また、庶務担当課長の所属する課を担当課とする。

- | | |
|------------------|--------|
| 一 林木育種センター | 管理課長 |
| 二 北海道支所 | 庶務課長 |
| 三 東北支所 | 庶務課長 |
| 四 四国支所 | 庶務課長 |
| 五 九州支所 | 庶務課長 |
| 六 多摩森林科学園 | 庶務課長 |
| 七 林木育種センター北海道育種場 | 連絡調整課長 |
| 八 林木育種センター東北育種場 | 連絡調整課長 |
| 九 林木育種センター関西育種場 | 連絡調整課長 |
| 十 林木育種センター九州育種場 | 連絡調整課長 |

2 前項の申請は、各事務所で定める期限までに行うものとする。

(申請書の審査及び通知)

第21条 庶務担当課長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、申請内容を確認し、必要と認めるときは、申請した職員（以下この章において「利用者」という。）に対し民間保育室等利用許可書（別紙様式5）を交付する。

（利用料等）

第22条 民間保育室等の30分当たりの利用料は、次の各号に掲げる子の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 乳幼児 100円

二 児童 50円

2 研究所は、毎年度、社会情勢等を勘案し、利用料等を定めるものとする。

3 利用時間の計算は、許可された申請時間により行うものとし、30分未満の時間については、これを30分に切り上げるものとする。

4 第18条第1項に定める民間保育室等の利用者は、研究所が発行する請求書（別紙様式4）に基づき、利用月の翌月の10日まで（月の中途中で退職することとなる者は、退職する日までとする。）に利用料を研究所に支払わなければならない。ただし、給与から控除される場合はこの限りでない。

5 第18条第2項に定める民間保育室等の利用者は、当該施設等に対し利用料を支払った後、立替支払承認申請（請求）書に利用料の領収書を添え、利用料から、乳幼児については30分当たり100円、児童については30分当たり50円を除いた金額を研究所に請求するものとする。

（キャンセル料）

第23条 民間保育室等の利用者は、自己都合により民間保育室等の利用を取り止めた場合は、キャンセル料として、許可された利用時間相当額の利用料を支払わなければならない。ただし、民間保育室等におけるキャンセル料が利用時間相当額を下回る場合は、民間保育室等におけるキャンセル料の額とする。

2 子が急に高熱を出すなど、保育室の利用を途中で取り止めることが妥当と認められる場合又は民間保育室等においてキャンセル料を徴収しないこととしている場合はキャンセル料を免除できる。

（その他）

第24条 理事長は、民間保育室等の利用に関し、必要と認める事項を別に定めることができる。

附 則 （平成21年1月14日 20森林総研第1276号）

この規程は、平成21年1月14日から施行する。

附 則 （平成21年3月30日 20森林総研第1693号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年1月21日 21森林総研第1441号）

この規程は、平成22年1月21日から施行する。